

新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱実施細目

(趣旨)

第 1 条 この細目は、新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 新地地管第 1986 号決定）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事務の所管等)

第 2 条 要綱第 3 条第 3 項に基づく所管部署の役割は、次のとおりとする。

- (1) 近隣関係住民等からの苦情等の申し出の受付、説明会報告書等の受付及び協定書の締結事務等の庶務に関することは、地域振興部が処理する。ただし、行政指導、提出書類の内容確認及び協定の締結に関することは、関係部が協力して行う。
- (2) 葬祭施設を起因とする公害・廃棄物に関することは、環境清掃部が処理する。
- (3) 葬祭施設の施設整備事項(公害・廃棄物に関する事務を除く。)等葬祭施設の建築物に関することは、都市計画部が処理する。
- (4) 管理運営事項(公害・廃棄物に関する事務を除く。)は、地域振興部が処理する。
- (5) 前各号以外の事務は、関係部が連携して対応する。

(葬祭施設の設置に係る周知)

第 3 条 要綱第 4 条第 1 項に基づく葬祭施設の設置に係る計画の概要が記載された書類等は、(第 1 号様式)により行うものとする。

2 要綱第 4 条第 2 項に基づく葬祭施設の設置に係る計画の内容の周知は、葬祭施設設置計画概要書(第 2 号様式)により行うものとする。

3 要綱第 4 条第 3 項に基づく近隣説明会等の内容の報告は、事前説明会報告書(第 3 号様式)により行うものとする。

(あっせんの手続き)

第 4 条 要綱第 7 条第 1 項又は第 2 項に基づくあっせんの申し出は、あっせん申出書(第 4 号様式)により行うものとする。

2 前項の規定によりあっせんを行うときは、あっせん開始通知書(第 5 号様式)により行うものとする。

(あっせんの打切り)

第 5 条 要綱第 7 条第 4 項に基づきあっせんを打ち切るときは、あっせん打切通知書(第 6 号様式)により、あっせんの申出者に通知するものとする。

(葬祭施設対策会議の運営)

第 6 条 対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、地域振興部長を、委員は別表に掲げる者をもって充てる。

3 会長は、対策会議を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めたうえで、意見

を聞き、又は説明を求めることができる。

6 対策会議の庶務は、地域振興部地域コミュニティ課及び特別出張所が担当する。  
(変更等の届出)

第7条 要綱第9条に基づく葬祭施設の設置等に係る事項の変更等届出は、変更届書  
(第7号様式)により行うものとする。

(別表) 地域振興部地域コミュニティ課長 特別出張所長 健康部衛生課長 みどり  
土木部土木管理課長 みどり土木部交通対策課長 環境清掃部環境対策課長  
都市計画部都市計画課長 都市計画部建築指導課長 都市計画部建築調整課  
長

附 則

この実施細目は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成28年4月1日から施行する。